

下水道事業の地方公営企業法適用 基本計画を策定しました

訓子府町の下水道事業

町の下水道事業は、地方公営企業法非適用の「農業集落排水事業*1」および「個別排水処理施設整備事業*2」の二つの事業区分となっています。

*1 訓子府地区、末広地区、日出地区 3か所の処理センターを利用する下水道

*2 合併処理浄化槽により各戸で排水処理をする下水道



訓子府町農業集落排水管理センター

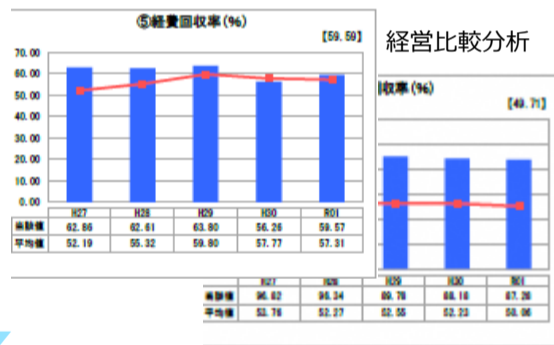
地方公営企業法とは？

水の供給や下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業を行うために市町村が経営する企業活動を総称して「公営企業」と呼びます。公営企業の効率的・機動的な事業運営を行う上で特例を設けるため事業の実態に即した法規範として制定されたのが、「地方公営企業法」です。

この法律を適用する一番の目的は会計方式を公営企業会計方式にすることです。

なぜ法適用するの？

官公庁会計のままだと下水道事業の資産や負債（借金）がどのくらいあって、将来の収入予測や設備更新計画等どのように経営していったらいいかわからない状況です。人口減や施設の老朽化で経営できなくなる前に会計方式を改める必要があると国からも令和6年3月末までに移行するよう要請されています。



法適用のメリット

公営企業会計を導入することにより、損益情報や資産の状況が把握できるので適切な経営戦略の策定ができます。また他の市町村との比較が可能となり町の経営状況が正確に判断できます。

民間企業と同様の損益計算書や貸借対照表が作成されますので住民や議会も理解しやすい予算や決算になります。

法適用基本方針

1.法適用の対象事業

下水道事業（農業集落排水事業及び個別排水処理施設整備事業）を地方公営企業法適用の対象事業とします。

2.法適用の期日

固定資産の調査、内外調整に数年の期間を要することから令和6年(2024年)4月1日に法適用の運用を実施します。

3.法適用の範囲

町下水道事業においては、すでに法の全部適用をしている水道事業（簡易水道事業）と一体化した運営ができること等から法の全部適用を選択します。

法適用作業工程

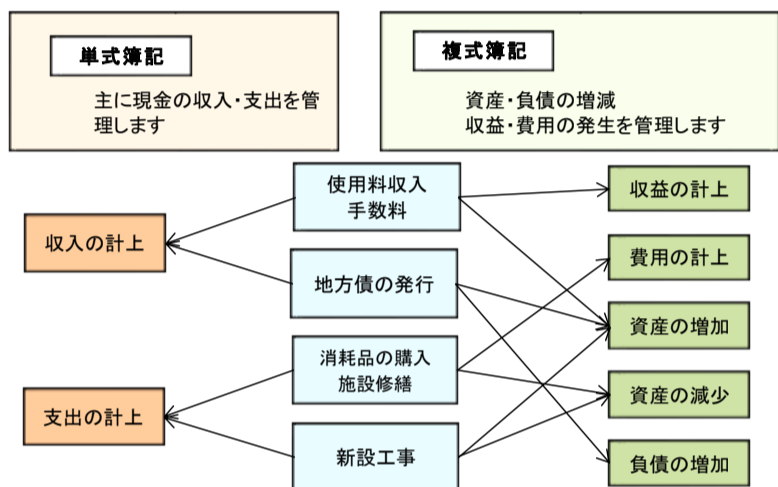
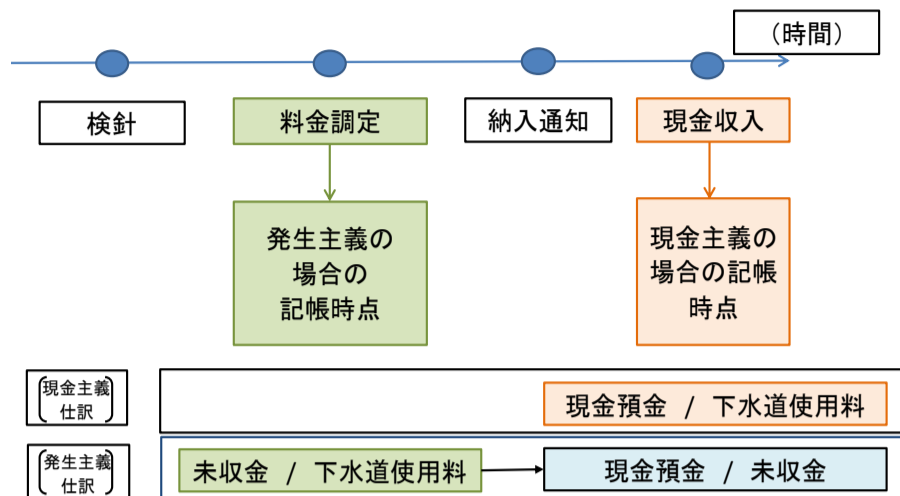


公営企業会計とは

公営企業の会計方式は企業会計方式によっており官公庁会計方式に見られない多くの特色をもっています。

現金主義から発生主義へ

官公庁会計では、現金の収入及び支出の事実に基づく現金主義会計方式をとっているのに対し、公営企業会計では、現金の収支の有無にかかわらず、経済活動の発生という事実に基づきその発生の都度記録し整理する発生主義会計方式をとっています。

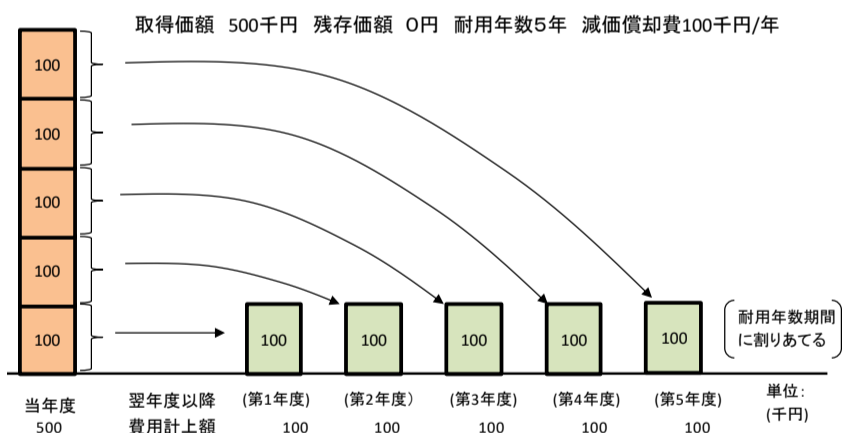


単式簿記から複式簿記へ

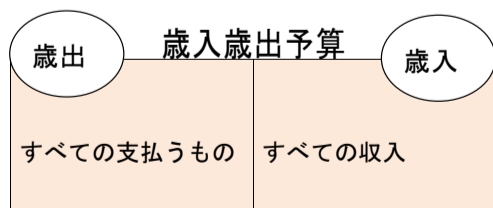
公営企業会計では、現金の支出のみを管理していた単式簿記とは異なり、複式簿記が導入され1つの会計取引を常に2つの側面でもらえて記帳することになります。

期間損益計算・費用配分の考え方

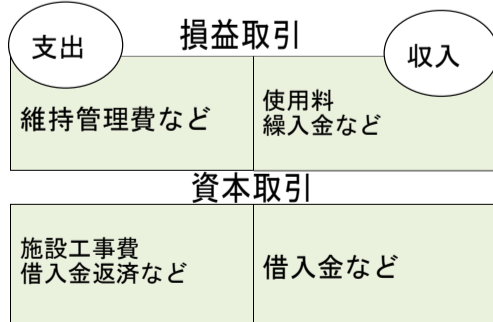
官公庁会計では、当該年度の現金支出はそのまま当該年度の支出となる一方で、公営企業会計では「期間損益計算」が重視され、現金支出があってもそれがすべて当該年度の費用とはならず翌期以降に費用とします。減価償却費はその代表例となります。



官公庁会計



公営企業会計



歳入歳出から損益取引と資本取引へ区分

官公庁会計では、一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出として、歳入歳出予算及び決算を計算しますが、公営企業会計では収入及び支出を、①当事業年度の損益取引に基づくもの（収益的収支）と、②投下資本の増減に関する取引（資本的収支）とに区分して期間損益計算を明らかにすることとされています。